

ご意見・質問

■【国交省中部地方整備局 多治見砂防国道事務所長 加藤委員】

- ・計画改訂作業も大変ですが、災害時、本計画を実行することが主要な業務であると思料します。市民の安全・安心のため、当事務所としてもできる限り対処します。

⇒ご意見のとおり、市民を災害から守るため、防災対策の第一次的責務を担う市として、今後とも、皆様との連携を一層密にし、防災計画を実行してまいります。

■【東濃県事務所長 尾関委員】

- ・県地域防災計画の修正において、「災害時交通マネジメント検討会」に係る事項を追記している。応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、県は、市町村の要請により、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に検討会の開催を要請する。瑞浪市地域防災計画への追記を検討されたい。

⇒ご指摘により、以下のとおり追記します。

第3章 災害応急対策

第3節 交通計画

第1項 道路交通対策

1～5 略

6 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所は、応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント*1及び交通需要マネジメント*2施策の包括的な検討・調整等を行うため、「岐阜県災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）を組織します。

市は、必要により県に対し、検討会の開催を要請します。

*1 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において、実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

*2 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

■【多治見土木事務所長 小野委員】

- ・罹災について、表記が混在（「り災」と「罹災」）している。使い分けているのか。

⇒「罹」は、常用漢字ではないため、平仮名表記にしています。平成25年6月に、災害対策基本法の一部改正により、市町村による「罹災証明書」の発行が義務付けられました。本来であれば、その時点で様式名を「罹災」表記にすべきでしたが、この度、被災者生活再建支援法の改正により、「罹災証明書」の書式も改正されたので、書式の改正と合わせ、様式名を漢字表記としました。なお様式名以外の表記は、これまで通り、平仮名表記とします。

- ・警戒区域一覧を最新のものとする。時点を記載する。

⇒ご指摘のとおり、令和3年度に「117 土石流 坊主ヶ入沢」は、レッドゾーンではなくなりました。修正いたします。時点は、県の土砂災害防止法ポータルに合わせ、令和3年9月24日時点とします。

■【中部電力パワーグリッド株式会社多治見営業所長 池田委員】

- ・修正 新旧対照表 P33 1行目 中部電力(株) →中部電力パワーグリッド(株)
新旧対照表 P40 12行目 令和2年7月7日→令和2年7月10日
新旧対照表 P44 12行目 中部電力パワーグリッド(株)岐阜支店 →
中部電力パワーグリッド(株)岐阜支社

⇒ご指摘のとおり、修正いたします。

■【瑞浪市教育長 山田委員】

- ・市民の役割で「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄とあるが、等には、「生理用品」も含まれるという解釈でよいか。

⇒等では、明確に市民に伝わりませんので、ご指摘のとおり、生理用品を追記します。なお、広報みずなみ12月号の防災特集では、備蓄品として「生理用品」を記載しています。

- ・男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立として、防災会議委員への女性登用を上げているのであれば、現状の2名から増やすため、市の女性職員を任命してはどうか。

⇒防災会議の委員については、瑞浪市防災会議条例により、国及び県の防災関係機関や指定公共機関の職員、部内の職員などのうちから市長が委嘱する者と規定しており、現在、市職員からは、それぞれ防災に責任ある部署の長を選任しています。女性の登用は、男女共同参画の視点から必要であると認識しており、地域防災計画に記載するとともに、今後も重要課題として、取り組んでまいります。

■【瑞浪市建設業協会長 西尾委員】

- ・「避難の指示は、市長、県知事（又はその命を受けた土木関係職員）、警察官、自衛官等のいずれかが行います。」とあるが、命を受ける職員に消防本部職員も含まれるか。

⇒地域防災計画に記載する「県知事（又はその命を受けた土木関係職員）」のうち「又はその命を受けた土木関係職員」とは、県職員を指し、市消防本部職員は含まれません。

災害対策の第一義的責務は市町村にあり、災害対策基本法第60条では、市町村長は、災害から人命を守るため、必要と認める居住者等に対し、立退き又は緊急安全確保を指示できると規定しています。県知事は、市町村が被災し、事務を行うことができなくなった場合（同法第60条）、又は河川氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときに立退きを指示することができる（水防法第29条）としています。また、警察官は、災害対策基本法第61条により、市町村長が指示できない場合及び市長から要求があった場合に警察官職務執行法第4条（避難

等の措置)に基づく権限により、避難を指示することができます。自衛官は、災害派遣時等の権限として、警察官がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第4条(避難等の措置)の職務の執行を準用します。

■【瑞浪市赤十字奉仕団代表 足立委員】

- ・日吉、大湫など山林の多い地区では、水も少ないことから山林火災がとてもこわい。発生した場合の避難の方法など、市や町で確認しておく必要があると思う。
(どこに、どんな方が住んでいるのかの把握を、日頃から日赤・福祉委員として心がけておく。)

⇒市は、火災が発生し、それが延焼拡大の危険が極めて大きいと認めるときは、市内全域に火災警報を発令して、注意喚起を行うとともに、延焼方向にあって危険な場所に居住する方に対し避難指示を発令して、避難を呼びかけます。

危険な場所に居住する高齢者や体の不自由な人の避難は、命を守るため一刻を争うことになります。日頃から、地域の人々で力を合わせて協力する「共助」意識は大変重要だと考えます。

市は、今後とも、区や組など地区を対象とした小規模防災訓練を積極的に実施する他、防災リーダー養成講座の開催や、地域での防災活動・防災訓練を行うみずなみ防災会への支援を通じて、『共助』による地域防災力の強化に努めてまいります。